

生活関連施設と生活関連経路の設定

- 1 生活関連施設の設定

主要施設のうち、当該施設または当該施設に至る経路について、特に移動等円滑化に配慮されている必要性が高い施設を『生活関連施設』とする。なお、鉄道駅及びバスターミナル等の特定旅客施設や駐車場等も含むものとする。

タウンセンター周辺地区においては、先に選定した全ての主要施設を生活関連施設に設定した。生活関連施設の箇所は、109頁の図6に示す通りである。

- 2 生活関連経路の設定

主要経路のうち、生活関連施設相互間の経路で、特にバリアフリー化されている必要性が高い経路を『生活関連経路』とする。

タウンセンター周辺地区においては、先に選定した全ての主要経路を生活関連経路に設定した。生活関連経路の箇所は、109頁の図6に示す通りである。

なお、経路9については、ノースポート・モール内に都筑多文化・青少年交流プラザという公共施設があり、駅からのアクセスを確保する必要があることから、周辺の民間事業者との間で協議の上、周囲の民間ビルの敷地内のエレベーターを利用者に開放することを条件に、歩道橋と周辺の施設を接続し、駅から都筑多文化・青少年交流プラザ、ノースポート・モールへの経路が確保されている状況にある。

本基本構想においては、前述の協議の内容を踏まえて、経路9を生活関連経路として設定している。経路9の円滑な移動等の確保が困難になった場合には、必要に応じて、経路の見直し等の検討をする必要がある。

タウンセンター周辺地区のバリアフリー化のための事業

- 1 事業の基本的な考え方

ここに示した事業の基本的な考え方は、バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿うものであり、鉄道駅・バスターミナル、生活関連施設及び生活関連経路など重点整備地区内においてバリアフリー化の整備を進める際、横浜市として目標とするバリアフリー化の姿を示したものである。

タウンセンター周辺地区においてバリアフリー化の整備を進める際は、以下に示した基本的な考え方を踏まえて事業を行い、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保することにより、すべての人にとって利用しやすい公共交通機関、建築物、公共施設の整備を実現していくことを目標とする。

特に、都筑区は、15歳未満の年少人口の割合が18.9%（平成21年1月1日現在）と横浜市の中で最も高く、子育て世代が多いことが特徴といえる。そのため、都筑区タウンセンター周辺地区で、バリアフリー化を考える際には、ベビーカーの利用者などに対する日常の社会生活での移動等の円滑化についても、下記の事項と合わせて検討することが必要である。

1. 鉄道駅のバリアフリー化

【移動等円滑化された経路の確保】

- ・駅の外部から改札口を経てプラットフォームへ通ずる経路については、高齢者、障害者等すべての人が、可能な限り単独で移動できるよう、バリアフリー化された経路（移動等円滑化された経路）を1ルート以上確保する。
- ・移動等円滑化された経路は、鉄道利用者が最も一般的に利用するルート（主動線）に確保することを基本とし、あわせて可能な限り、方面別など複数のルートの確保に努める。

【安全な階段の整備】

- ・階段は、転倒・転落を防ぐため、段を容易に識別でき、滑りにくく、つまずきにくい構造とする。また、移動の負担を軽減するため、手すりの位置や高さなどに配慮する。

【誘導案内設備の整備】

- ・案内サインは、情報の内容、表示の方法やデザイン、掲出の位置などを考慮し、誰にでもわかりやすく、見やすいものとし、重点整備地区内での連続性、統一性に配慮し整備する。
- ・運行情報の案内、列車接近の警告、事故等の緊急情報については、文字や音声等に

より情報提供する。

- ・ 駅周辺の道路も含めた連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して視覚障害者誘導用ブロックを設置することにより、視覚障害者の円滑な誘導と安全を確保する。
- ・ 改札口、エスカレーター、トイレ、ホームからの階段、地下鉄駅の地上出入口など鉄道駅における主要な経路や施設・設備については、視覚障害者がより円滑に移動または利用できるよう支援するため、施設・設備の位置及び内容を知らせる音案内の設置に努める。

音案内とは、誘導チャイム等によって施設・設備の位置を告知する音響案内及び「ことば(音声)」によって、施設・設備の位置ならびに設備内容などを伝える音声案内のこと。

【使いやすい設備の整備】

- ・ エレベーター、エスカレーター、トイレ、改札口、券売機等の設備は、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- ・ トイレについては、空間が確保できる場合、多目的トイレの整備に努める。
- ・ 乗車券等販売所には、筆談用具を備え、その存在を表示する。

【プラットフォームにおける安全対策】

- ・ プラットホームにおいては、列車との段差及び隙間をできる限り小さくし、円滑な乗降を確保する。
- ・ ホームからの転落や列車との接触を防ぐため、警告ブロックやホーム柵の設置等による落下防止措置に努める。

【職員に対する適切な教育訓練】

- ・ 高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実に努める。

2. 道路等のバリアフリー化

- ・ 生活関連経路に指定された道路においては、車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員の歩道を連続的に確保する。
- ・ 歩道は、高齢者、障害者等すべての人が安全で快適に移動できる構造(適切な勾配・段差や平坦部の確保など)とする。
- ・ また、雨や雪の場合でも、転倒や車いすのスリップを防ぐため、水たまりができにくく、滑りにくい舗装や構造とする。
- ・ 案内サイン等は、誰にでもわかりやすく見やすいものになるよう、既存の案内サイン等を活かしながら、重点整備地区全体での連続性、統一性に配慮し整備する。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックは、連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して敷設

し、視覚障害者の円滑な移動を確保する。

- ・生活関連経路の始点・終点においては、歩行空間の連続性に配慮して歩道等の整備をすることとする。
- ・なお、道路等の整備に係る事業の実施において、その目標とする整備水準により、次に示す『生活関連経路（A）』と『生活関連経路（B）』の2つに区分する。

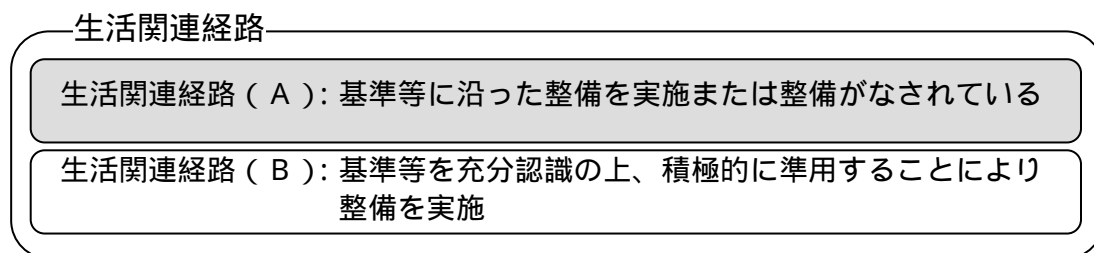
【生活関連経路（A）】

- ・生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、現時点においてに両基準に基づく整備がなされており、高齢者、障害者等の円滑な移動等に特に支障のない経路

【生活関連経路（B）】

- ・生活関連経路のうち、経路の道路機能・役割及び市街化の状況や地形の状況等の制約条件を考慮し、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準の考え方を十分認識の上、積極的に準用することにより、バリアフリー化に向けた整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）

生活関連経路の区分と整備目標



3．交通安全施設等のバリアフリー化

- ・道路横断の安全を確保するため、バリアフリー化に対応した信号機を整備する。なお、広い交差点においては、方向定位に配慮するなど、視覚障害者の誘導に十分配慮する。また、横断距離が長い場合は、高齢者や障害者等が安全に横断できる信号の青時間確保に配慮する。さらに、音響式信号機については、周囲の環境等を考慮し、利用者が横断するための的確に判断できる音量の調整について検討を行う。
- ・歩行者の安全な移動を確保するため、違法駐車対策の強化や、必要に応じて交通規制の実施を検討する。

4．バスのバリアフリー化

- ・バリアフリー化に対応したバス車両の導入を推進する。
- ・バス車両内には、筆談用具を備え、その存在を表示する。
- ・高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいバス停留所を整備する。また、空間が

確保できる場合、防風及び雨天を考慮した上屋の設置に努める。

- ・高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実を図る。
- ・ノンステップバスの運行情報について、利用者に対し、インターネット等を活用した情報提供に努める。

5. 都市公園のバリアフリー化

- ・都市公園のバリアフリー化にあたって、「特定公園施設の例外規定」が設けられている趣旨を踏まえ、地形や自然環境の保全等を考慮した形でのバリアフリー化が求められる。上記を踏まえ、以下の考え方にに基づき、整備に努めるものとする。
 - ・『主要な公園施設』は、不特定かつ多数のものが利用し、また主として高齢者、障害者等の利用が見込まれる施設とする。
 - ・『バリアフリー化推進園路』は、できるだけ多くの人が安全かつ円滑に利用できる構造とする。

【主要な公園施設】

- ・修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設その他の公園施設のうち、当該公園施設の設置の目的を踏まえ、重要と認められる公園施設。

【バリアフリー化推進園路】

- ・生活関連施設、生活関連経路、主要な公園施設、それぞれの間の接続のため、バリアフリー化されることが望ましい園路及び広場。

「特定公園施設の例外規定」：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則」第二条

6. 建築物（生活関連施設）のバリアフリー化

- ・すべての人が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるよう道路等敷地の外部から施設内までの移動経路を確保する。
- ・施設内においては、高齢者、障害者等すべての人が円滑に水平・垂直移動できるよう努める。
- ・高齢者、障害者等すべての人が施設及び設備を円滑に移動または利用できるよう支援するため案内情報の設置に努める。
- ・一定時間滞在する施設においては、高齢者、障害者等が利用しやすいトイレの設置に努める。

- ・施設及び設備の整備にあたっては、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- ・高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、施設職員の教育訓練の充実を図る。

- 2 バリアフリー化のための事業の目標年次

タウンセンター周辺地区におけるバリアフリー化の事業は、事業の実施期間を考慮し、原則、基本構想策定から5年後の平成26年度までを目標に実施する。

また、本基本構想の策定段階において実施予定時期を明確にできない事業や実現が長期化すると考えられる事業については、「今後機会を捉えて整備を検討」と設定する。

- 3 特定事業及びその他の事業

「特定事業」は、旅客施設等に関する「公共交通特定事業」、道路に関する「道路特定事業」、信号機の設置等に関する「交通安全特定事業」、公園に関する「都市公園特定事業」、建築物に関する「建築物特定事業」等に分けられる。また、これらの「特定事業」と合わせて実施すべき事業として「その他の事業」がある。

タウンセンター周辺地区において実施する「公共交通特定事業」「道路特定事業」「都市公園特定事業」「建築物特定事業」「交通安全特定事業」「その他の事業」は、90頁以降に示すとおりである。

ここに示した各事業は、タウンセンター周辺地区におけるバリアフリー化のための課題を踏まえ設定したものであり、原則として平成26年度までを目標に、事業の実施へ向けて取り組むものである。

事業の実施にあたっては、次頁に示したバリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準やガイドラインに沿った整備を行うこととする。

また、効果的なバリアフリー化を実現するため、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会など各事業主体は、関係する事業間の実施時期や内容に関して十分な連携・整合を図ることとする。特に、案内サインの設置については、基本的に「横浜市公共サインガイドライン」に基づき整備する。さらに、本ガイドラインで示されている施設以外で本基本構想において位置づけられた施設に誘導する場合は、その必要性も含め、関係事業者と連携し別途検討することとする。

なお、ここに示した「特定事業」及び「その他の事業」に挙げられていない事業であっても、タウンセンター周辺地区における移動等の円滑化を図るために必要な事業については、各事業主体が、前項に示した「事業の基本的な考え方」を踏まえ、バリアフリー化の推進に努めることとする。

【バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準及びガイドライン】

名称	発行年 / 発行者
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令	平成 18 年 12 月 政令
移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	平成 18 年 12 月 国家公安委員会規則
公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン	平成 19 年 7 月 交通エコロジー・モビリティ財団
公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン	平成 19 年 7 月 交通エコロジー・モビリティ財団
改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	平成 20 年 2 月 財団法人 国土技術研究センター
ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり	平成 20 年 2 月 社団法人 日本公園緑地協会
高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	平成 19 年 人にやさしい建築・住宅協議会

【参考】

名称	発行年 / 発行者
横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	平成 17 年 3 月 横浜市健康福祉局
横浜市公共サインガイドライン	平成 15 年 7 月 横浜市都市整備局
横浜市案内サイン整備マニュアル	平成 21 年 横浜市道路局

1. 公共交通特定事業

1) 横浜市交通局

事業箇所	主な事業内容 1	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
センター南駅	・スロープの滑り止めの改善			
	・駅舎内（改札外）及び駅構内の案内サイン等の改善または設置の検討			案内サイン等に関しては、関係する事業者とともに案内サイン等整備に関する全体計画を立て、設置位置・表示内容等を検討の上、必要に応じて設置・改善する
	・エレベーターにおけるマナー啓発のための案内の設置			
	・点字表示の付加によりトイレ内設備を使いやすく改善			
	・駅構内及び改札外において、施設・設備の位置及び内容を知らせる点字表示の付加			
	・有人改札におけるコミュニケーションボード設置等の表示			
	・職員の教育訓練の充実			

1：公共交通特定事業の実施に当たっては「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」、「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」および「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等の内容を踏まえ、公共交通特定事業計画の検討に努めることとする。

事業箇所	主な事業内容 1	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
センター北駅	・エレベーターの場所をわかりやすく案内する案内サイン等の設置の検討			案内サイン等に関しては、関係する事業者とともに案内サイン等整備に関する全体計画を立て、設置位置・表示内容等を検討の上、必要に応じて設置・改善する
	・駅舎内（改札外）及び駅構内の案内サイン等の改善または設置の検討			
	・エレベーターにおけるマナー啓発のための案内の設置			
	・点字表示の付加によりトイレ内設備を使いやすく改善			
	・駅構内及び改札外において、施設・設備の位置及び内容を知らせる点字表示の付加			
	・有人改札におけるコミュニケーションボード設置等の表示			
	・職員の教育訓練の充実			

1：公共交通特定事業の実施に当たっては「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」、「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」および「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等の内容を踏まえ、公共交通特定事業計画の検討に努めることとする。

2) バス事業者 (横浜市交通局、東急バス株式会社)

横浜市交通局

事業箇所	主な事業内容 1	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
重点整備地区全域	・ 職員の待遇等の教育・訓練の充実			
	・ ノンステップバスの増加			
センター南駅広場	・ バスターミナルの時刻表の改善			

東急バス株式会社

事業箇所	主な事業内容 1	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
重点整備地区全域	・ 職員の待遇等の教育・訓練の充実			
	・ ノンステップバスの増加			

1: 公共交通特定事業の実施に当たっては「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」、「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」および「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等の内容を踏まえ、公共交通特定事業計画の検討に努めることとする。

2. 道路特定事業

1) 生活関連経路の整備（横浜市）

事業箇所	主な事業内容	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
経路1 くさぶえ前	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設			
経路2 休日急患診療所前	・安全な歩行空間の確保			電力会社との協力を得て実施
経路3 牛久保公園南側	・歩道、歩道橋路面の平坦性の確保			
	・スロープの手すりの改修			
経路4 牛久保・中川線	・歩道の勾配の改善			民地土地所有者と協議し、 了解が得られた場合において実施する
	・歩道の平坦部の確保			
	・横断歩道の平坦性の向上			
	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設			
	・安全な歩行空間の確保			
経路5 センター北駅北側	・歩道と車道の段差の改善			
	・歩道の平坦性の確保			

事業箇所	主な事業内容	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
経路6 さくらんぼ・ひめりんご 公園前	・案内サイン等の改善、設置の検討			案内サイン等に関しては、関係する事業者とともに案内サイン等整備に関する全体計画を立て、設置位置・表示内容等を検討の上、必要に応じて設置・改善する
経路7 センター北駅前	・歩道の平坦性の確保			
	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設			案内サイン等に関しては、関係する事業者とともに案内サイン等整備に関する全体計画を立て、設置位置・表示内容等を検討の上、必要に応じて設置・改善する
	・案内サイン等の設置の検討			
経路10 みなきたウォーク	・歩道の平坦性の確保			マンホール周辺について平坦性の確保を実施する
	・案内サイン等の設置の検討			案内サイン等に関しては、関係する事業者とともに案内サイン等整備に関する全体計画を立て、設置位置・表示内容等を検討の上、必要に応じて設置・改善する
	・横断歩道における歩行者の安全対策の検討			
	・自転車に対するスピード抑制の注意喚起の実施			

事業箇所	主な事業内容	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
経路10 みなきたウォーク (つづき)	・ベンチの設置			
経路11 横浜市歴史博物館前	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設			
	・案内サイン等の設置の検討			案内サイン等に関しては、 関係する事業者とともに案内サイン等整備に関する全体計画を立て、設置位置・表示内容等を検討の上、必要に応じて設置・改善する
経路12 都筑の文化夢スタジオ前	・歩道の波打ちの改善			
	・車止めの撤去または移動の検討			駐車場管理者と調整の上で 実施
経路13 港北みなも前	・横断歩道に接続する歩道に平坦部の確保			
経路15 パインクリエイトビル前	・歩道の勾配の改善			
	・安全な歩行空間の確保			
経路18 茅ヶ崎東小学校前	・坂道が続く箇所に休憩スペースとなる平坦部等の確保の検討			
	・歩道の平坦性の確保			
	・排水ますのふたの交換			
	・階段踏面の端部を識別しやすいように改善			

事業箇所	主な事業内容	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備 考
経路 18 茅ヶ崎東小学校前 (つづき)	・ 照度の確保の検討			街路樹の剪定による
	・ 地下道における照度の確保の検討			
	・ 視覚障害者誘導用ブロックの改善			
	・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設			
	・ 案内サイン等の改善、設置の検討			案内サイン等に関しては、関係する事業者とともに案内サイン等整備に関する全体計画を立て、設置位置・表示内容等を検討の上、必要に応じて設置・改善する
経路 20 aune KOHOKU 横	・ 障害物の撤去			駅隣接地予定の建築物管理者に対し、接続協議の中で指導する
経路 21 センター南駅前	・ 歩道の平坦性の確保			
	・ 照度の確保の検討			街路樹の剪定による
	・ 安全な歩行空間の確保			
	・ ベンチ等休憩スペースの設置の検討			検討の上、必要に応じて設置する
	・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設			

事業箇所	主な事業内容	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
経路21 センター南駅前 (つづき)	・経路における案内サイン等の改善、設置の検討			案内サイン等に関しては、関係する事業者とともに案内サイン等整備に関する全体計画を立て、設置位置・表示内容等を検討の上、必要に応じて設置・改善する
経路22 都筑区総合庁舎前	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設			
経路23 そよ風・見晴らし歩道橋	・歩道の平坦性の確保			
経路25 都筑警察署前	・視覚障害者誘導用ブロックの改善			
センター南駅広場	・視覚障害者誘導用ブロックの改善			
	・タクシー乗り場の平坦部の確保			
	・バスターミナルにおけるエレベーターの場所を示す案内サイン等の設置の検討			案内サイン等に関しては、関係する事業者とともに案内サイン等整備に関する全体計画を立て、設置位置・表示内容等を検討の上、必要に応じて設置・改善する
センター北駅広場	・駅前広場における視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設			ショッピングタウンあいたいの連続性を確保するため、(株)横浜都市みらいの調整が必要

事業箇所	主な事業内容	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
センター北駅広場 (つづき)	・視覚障害者誘導用ブロックの改善			
	・タクシー乗り場の平坦部の確保			
	・バスターミナルにおけるエレベーターの場所を 示す案内サイン等の設置の検討			案内サイン等に関しては、 関係する事業者とともに案内サイン等整備に関する全体計画を立て、設置位置・表示内容等を検討の上、必要に応じて設置・改善する

3. 交通安全特定事業

1) 神奈川県公安委員会

事業箇所	主な事業内容	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> 音響式信号機等の設置 違法駐車取締りの強化 違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進 標識・標示の視認性の確保 交通規制の実施 			違法駐車取締りの強化については、タウンセンター中央地区を駐車禁止区域として取締りを実施する。
経路1 くさぶえ前(請地交差点)	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者用青時間の延長の検討 			
経路3 牛久保公園南側	<ul style="list-style-type: none"> 横断歩道の設置 			
経路10 みなきたウォーク	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の連続性を考慮した適切な横断位置の検討 			箇所 (P111 参照) については、平成21年度に信号機設置。
	<ul style="list-style-type: none"> 信号機設置の検討 			
経路14 コーナン前	<ul style="list-style-type: none"> 横断歩道の設置 			
経路26 キーサウス前	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者用青時間の延長の検討 			

4 . 都市公園特定事業

1) 横浜市環境創造局

事業箇所	主な事業内容	平成 26 年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備 考
都筑中央公園	・ スロープの手すりの改善			
	・ トイレ内設備の改善			
	・ 駐車場から円形広場までのエレベーターによる 上下移動の改善			
	・ 公園内における照度の確保			
	・ 案内サイン等の改善及び設置			
大塚・歳勝土遺跡公園	・ 視覚障害者誘導用ブロックの改善			
茅ヶ崎城址公園	・ 階段を使いやすい設備に改善			
	・ 案内板に点字表示の付加			
	・ 案内サイン等の改善			案内サイン等に関しては、 関係する事業者とともに案内サイン等整備に関する全体計画を立て、設置位置・ 表示内容等を検討の上、必要に応じて設置・改善する

2) 横浜市教育委員会

事業箇所	主な事業内容	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
大塚・歳勝土遺跡公園	・点字表示の改善			

3) 都筑土木事務所

事業箇所	主な事業内容	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
茅ヶ崎公園	・案内サイン等の改善の検討			案内サイン等に関しては、関係する事業者とともに案内サイン等整備に関する全体計画を立て、設置位置・表示内容等を検討の上、必要に応じて設置・改善する
吾妻山公園	・階段を使いやすい設備に改善			
	・案内サイン等の改善の検討			案内サイン等に関しては、関係する事業者とともに案内サイン等整備に関する全体計画を立て、設置位置・表示内容等を検討の上、必要に応じて設置・改善する
牛久保公園	・案内サイン等の改善の検討			案内サイン等に関しては、関係する事業者とともに案内サイン等整備に関する全体計画を立て、設置位置・表示内容等を検討の上、必要に応じて設置・改善する

事業箇所	主な事業内容	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備 考
徳生公園	・トイレ内設備の改善			
ふじやとのみち（緑道）	・通路の平坦性の確保			
緑道	・緑道における案内サイン等の改善の検討			案内サイン等に関しては、関係する事業者とともに案内サイン等整備に関する全体計画を立て、設置位置・表示内容等を検討の上、必要に応じて設置・改善する
センター北広場 （芝生広場）	・滑りにくい施設への改善			

5. 建築物特定事業

1) 都筑区

事業箇所	主な事業内容	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
都筑区総合庁舎	・スロープの設置位置、勾配について検討・改善			
	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設			
	・施設の位置及び内容を知らせる音声・音響案内の設置			
	・自転車駐輪マナーの啓発や放置自転車対策、取り締まりの実施			

2) 都筑警察署

事業箇所	主な事業内容	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
都筑警察署	・視覚障害者誘導用ブロックの改善			

3) 横浜市教育委員会

事業箇所	主な事業内容	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
横浜市歴史博物館	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設			
	・通路の平坦性の確保			
	・盲導犬・聴導犬可を示す案内サイン等の改善			

4) 特定非営利活動法人港北ニュータウン記念協会

事業箇所	主な事業内容	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
福祉保健活動拠点 「かけはし都筑」	・スロープ、階段に手すりを設置			

5) 社会福祉法人同愛会

事業箇所	主な事業内容	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
つづき地域活動ホーム 「くさぶえ」	・視覚障害者誘導用ブロックの改善			
	・視覚障害者誘導用ブロック近くの障害物等の 移動・撤去			

6) 学校法人昭和大学 昭和大学横浜市北部病院

事業箇所	主な事業内容	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
昭和大学横浜市北部病院	・視覚障害者誘導用ブロックの改善			

7) 社団法人横浜市都筑区医療センター

事業箇所	主な事業内容	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
都筑区休日急患診療所	・白線等により、駐車場から建物入口までの安 全な歩行経路の確保			

8) 株式会社横浜都市みらい

事業箇所	主な事業内容	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
ショッピングタウン あいたい	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設			センター北駅前広場との連続性を確保するため、道路管理者と(株)横浜都市みらいの調整が必要
	・階数表示の改善			横浜市交通局と(株)横浜都市みらいの調整が必要
	・視覚障害者誘導用ブロック上の障害物の移動、撤去			
	・職員の教育			

9) 株式会社阪急商業開発

事業箇所	主な事業内容	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
モザイクモール港北	・放置自転車対策の実施			交通管理者、地元関係者、民間施設管理者等の協力のもとで推進

10) 株式会社パルコ

事業箇所	主な事業内容	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
ノースポート・モール	・エレベーターにおける案内サイン等の設置			
	・エレベーターの利用可能時間延長			

11) 合同会社ジョイントアーク・X01

事業箇所	主な事業内容	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
aune KOHOKU	・エレベーターの運用方法の改善			

12) 神奈川産業株式会社

事業箇所	主な事業内容	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
経路 9-1 127 区画地内通路	・安全な歩行空間の確保			

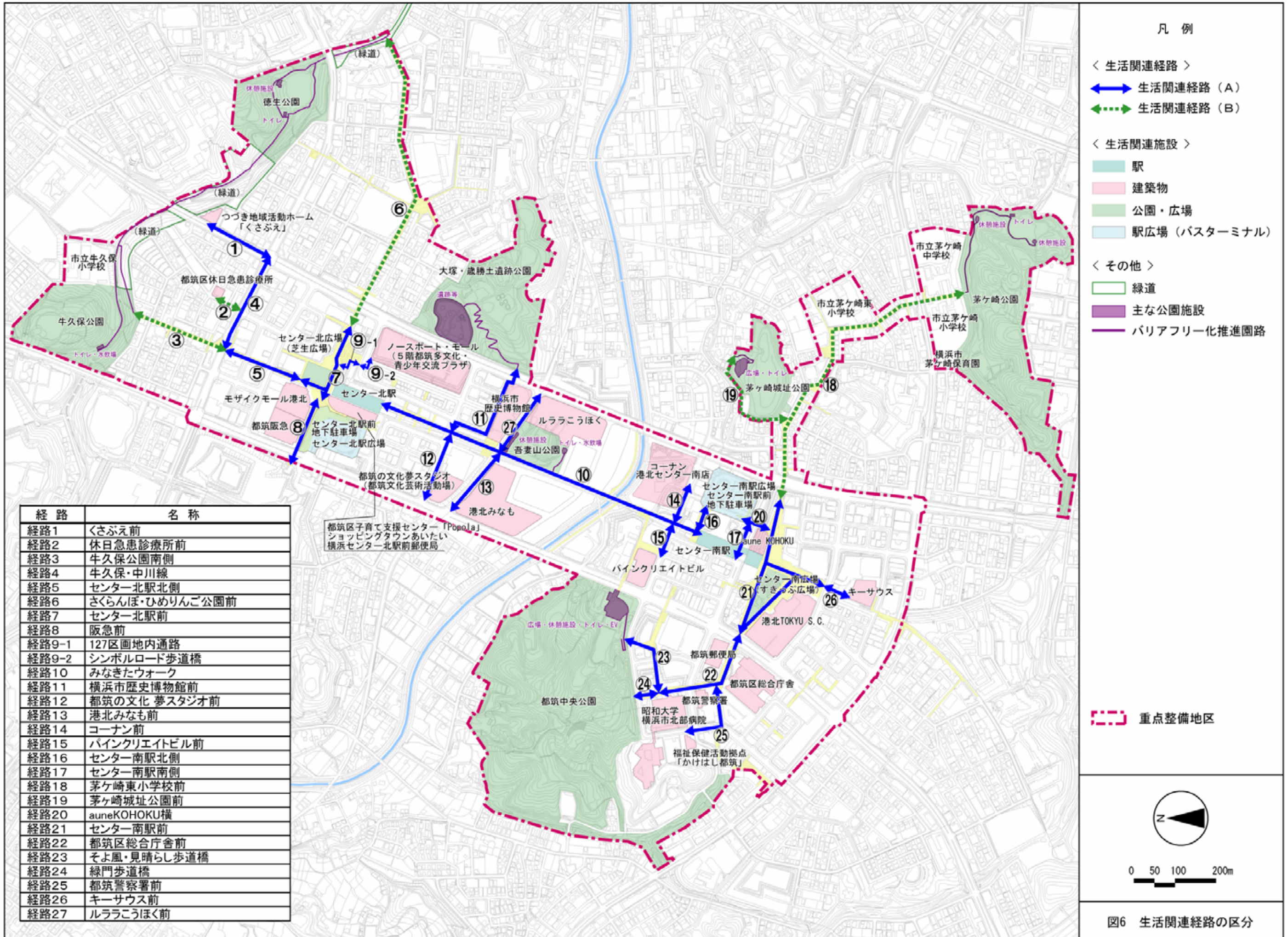
6. その他の事業

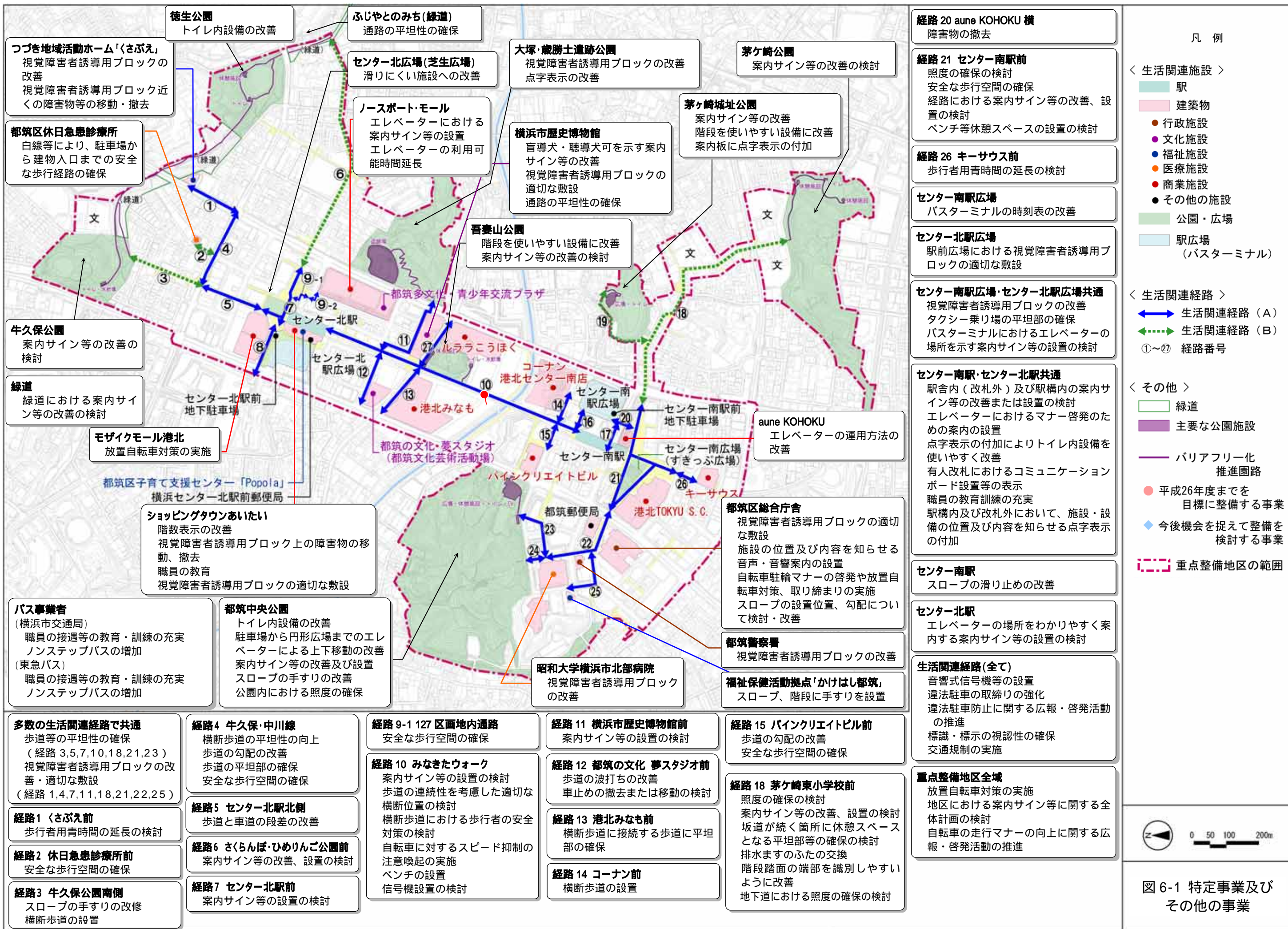
1) 横浜市

事業箇所	主な事業内容	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
重点整備地区全域	・ 放置自転車対策の実施			道路管理者、交通管理者、 地元関係者等の協力の下で 推進
	・ 自転車の走行マナーの向上に関する広報・啓発 活動の推進			

2) 都筑区

事業箇所	主な事業内容	平成26年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
重点整備地区全域	・ 地区における案内サイン等に関する全体計画の 検討			案内サイン等に関しては、 関係する事業者とともに案 内サイン等整備に関する全 体計画を立てる必要がある





- 凡例
- ＜生活関連施設＞
- 駅
 - 建築物
 - 行政施設
 - 文化施設
 - 福祉施設
 - 医療施設
 - 商業施設
 - その他の施設
- 公園・広場
- 駅広場
(バスターミナル)
- ＜生活関連経路＞
- 生活関連経路 (A)
 - 生活関連経路 (B)
 - ①～⑳ 経路番号
- ＜その他＞
- 緑道
 - 主要な公園施設
 - バリアフリー化
推進圏路
 - 平成26年度までを
目標に整備する事業
 - 今後機会を捉えて整備を
検討する事業
 - 重点整備地区の範囲

図 6-1 特定事業及び
その他の事業

- 4 ソフト面の取組

施設等のバリアフリー化整備を進めたとしても、利用者のモラルや使い方によっては、実際には利用できない施設となる場合がある。例えば、視覚障害者誘導用ブロックの上に自転車やごみが放置されていたり、放置自転車や道路への「はみ出し看板」等で歩道が狭くなっている場面等はよく見られる。また、多機能トイレや障害者用駐車スペースを、障害のない人が利用し、必要な人が利用できない状況も見られる。これらの原因には、高齢者や障害者等への配慮が欠けていると考えられ、このような問題の解決には、市民一人一人の高齢者や障害者等に対する理解と意識の向上が必要である。

そのため、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現するために、ハードの整備だけでなく、ソフト面の取組も推進し、ハードとソフトが一体となった総合的なバリアフリー施策を推進することが必要である。

【放置自転車等の対策】

タウンセンター周辺地区では、特にセンター南駅、センター北駅の周辺において、歩道の有効幅員が確保されていても、「放置自転車が多くあり通行の支障となっている」などの放置自転車に関する課題があがっており、放置自転車対策の実施が求められている。

都筑区では、この放置自転車への対策として下記のような取組を実施し、一定の成果を挙げている。

【これまでの取組】(平成20年度)

- ・センター南駅周辺の放置自転車等禁止区域の拡大(平成20年12月1日)
- ・センター南駅、センター北駅の自転車駐車場定期利用料金の半額
- ・町内会・商工会等の区民と協力した啓発チラシの配布などの放置自転車追放キャンペーンの実施(平成20年11月26日、12月1日)
- ・広報よこはま(都筑区版)への掲載、看板やのぼり旗の設置による放置自転車等禁止区域の周知や自転車駐車場への誘導などの啓発活動の実施
- ・センター南駅周辺の放置自転車等の撤去活動強化

【センター南駅周辺（キーサウス前）】



放置自転車等禁止区域の拡大前



禁止区域の拡大後

これらの取組の結果、センター南駅周辺では、放置自転車が減少する傾向にあるとともに、センター南駅自転車駐車場の定期販売数が平成 20 年 10 月の 80 台程度から、平成 20 年 12 月には 200 台程度と約 2 倍に増加（センター北駅では、60 台程度から 80 台程度に増加）するなど、放置自転車等の防止に対して成果をあげている。

また、センター北駅自転車駐車場については、原動機付自転車も利用可能にするための改修を実施予定であり、放置自転車等の防止効果が期待される。

今後、更なる放置自転車等の防止にむけて、引き続き、町内会・商工会等の協力を得ながら放置自転車等対策への取組を検討する必要があるとともに、市民一人一人の理解と意識の向上が求められる。

【今後進める取組】(平成 21 年度以降)

- ・センター北駅周辺の放置自転車等禁止区域の拡大の検討
- ・センター北駅周辺商業施設内への駐輪場設置の促進
- ・センター北駅周辺の放置自転車等の撤去活動強化

- 5 今後検討が必要な事項

(1) 生活空間におけるバリアフリー化への課題

高齢者や障害者などが、日常生活や社会生活において利用する施設を広く面的にとらえ、生活空間におけるバリアフリー化を推進していくことが必要である。

平成 18 年のバリアフリー新法では、公共交通機関・道路・建築物だけではなく、路外駐車場・都市公園まで広げた範囲でバリアフリー化基準に適合するように整備を進めることとされている。

本基本構想においても、地区において建築物や都市公園を生活関連施設と位置づけ、バリアフリー化を推進していくこととしているが、以下に示す課題がある。

建築物のバリアフリー

経路と建築物のそれぞれがバリアフリー化されても、経路と建築物の間に段差などのバリアが存在すれば、利用に困難が伴う。そのため、本基本構想では、経路から建築物の出入口に至るまでのバリアフリー化された経路を確保することを目標として、地区部会での検討や建築主等と調整の上、建築物特定事業を位置づけている。

建築物内にバリアが存在する場合には、建築物の所有者、管理者、占有者（テナント）の三者が協力してバリアフリー化する必要があり、建替え等の大規模な改修の機会でなければ整備が実施できないなどのケースもある。

そのため、本基本構想において生活関連施設として設定した建築物内のバリアフリー化については、建築主等は建築物移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、必要に応じて既存施設のバリアフリー化に努め、建替え等の大規模な改修の機会には、同基準に適合するよう検討の上、整備することが必要である。

都市公園のバリアフリー

本地区は、市民参加のまちづくりによって「緑の環境を最大限に保全し、ふるさとをしのばせるまちづくり」を基本指針に、大塚・歳勝土遺跡公園や吾妻山公園など地域の歴史、自然地形を活かした公園整備が行われてきており、勾配が急でバリアフリー化が困難な箇所が多い。

また、バリアフリー新法では、文化財保護が必要な土地や著しく傾斜している土地などバリアフリー化が困難な公園施設についてはバリアフリー化の対象から除かれている（「特定公園施設の例外規定」）。

しかしながら、高齢者や障害者などの日常生活や社会生活における生活空間のバリアフリー化を推進していくためには、できる限り公園施設のバリアフリー化に努める必要がある。

そこで、本基本構想では、生活関連施設、生活関連経路、主要な公園施設、それ

それぞれの間の接続のため、バリアフリー化されることが望まれる園路及び広場を「バリアフリー化推進園路」として設定している。

公園管理者等は、上記を考慮して、都市公園特定事業計画を検討し、バリアフリー化に向けた改善に努めることが必要である。

「特定公園施設の例外規定」：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則」第二条

(2) 案内サイン等の整備について

まち歩き点検・ワークショップにおいて、案内サイン等に関する課題が多数あがっており、いくつかの事業者に対し、案内サイン等の整備に関する事業が位置づけられている。

案内サイン等の整備にあたっては、デザイン、表示内容の統一などにより連続的な情報提供を図ることが重要である。しかし、案内サイン等は、個々の事業者がそれぞれ設置、管理していることが一般的であり、情報提供の連続性が十分に確保されていない場合がある。

そのため、本基本構想に位置づけた案内サイン等に関する事業を実施する際には、各事業者間でデザイン、表示内容、設置・管理等について協議・調整の上、地区全体の計画を作成の上、わかりやすい案内サイン等を整備することが必要である。

(3) みなきたウォークの歩行について

本基本構想で生活関連経路に位置づけた「みなきたウォーク」は、住民にとって単に歩行のための道路というだけでなく、タウンセンター地区の中心となる歩行者軸として、まちづくりの上でも重要な自転車歩行者専用道路である。

この「みなきたウォーク」については、基本構想素案に対する意見募集等の基本構想の検討過程において、「車道との交差部がガードパイプによって遮られ、迂回する必要がある、まっすぐに通行することができないため、横断歩道位置を移動するなどして、歩行者に優しい道にして欲しい」、「歩行者優先の道づくりをして欲しい」など多くの意見があった。

これらを受けて、基本構想では、「みなきたウォーク」について「歩道の連続性を考慮した適切な横断位置の検討」および「信号機設置の検討」を交通安全特定事業として設定し、事業を実施していくこととしており、市道中川 98 号線と交差する横断歩道部(P111 箇所 参照)においては、平成 21 年度に信号機が設置された。

「みなきたウォーク」の改善のためには、歩行者及び交差する自動車交通の状況

を十分に把握し、自動車交通の円滑な処理と、歩行者の安全かつ円滑な横断を両立する必要があり、慎重な検討が求められる。

今後、これらの事業の実施に際しては、地元住民の意見を踏まえて、交通管理者と道路管理者が協議の上、対策を検討し、実施していくとともに、実施後においても、歩行環境の状況について経過を観察しつつ、引き続き、検討していくことが望まれる。

(4) 勾配が続く区間のバリアフリー化について

本基本構想で生活関連経路に位置づけている自転車歩行者専用道路には、道路移動等円滑化基準の勾配の基準は満たしていないものもあり、勾配区間が長く、車いす利用者等の移動に支障になっている箇所が見られる。しかしながら、本地区が位置する港北ニュータウンは、起伏のある地形であるため勾配の改善が困難なケースがある。

そのため、勾配区間が長く続く箇所の道路特定事業を実施する際に、勾配の改善が困難であり、歩道の有効幅員に余裕がある場合には、必要に応じて勾配区間の途中で休憩スペースを設けるなどの工夫を検討することが望ましい。

基本構想策定後の事業推進にあたって

1．円滑な各種特定事業計画の策定・事業の実施

- ・横浜市、事業者、市民は、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において「移動等円滑化を進めるに当たっては、高齢者、障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である」と規定されていることを踏まえ、互いに協力して、高齢者・障害者等にとって、より使いやすい整備と円滑な事業の推進に努めることとする。
- ・横浜市は、基本構想策定後、関係事業者が円滑な事業実施を行うために、事業者間、及び高齢者・障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとする。
- ・事業者は、特定事業計画の立案、及び特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者・障害者等の意見を反映させるように努めることとする。
- ・市民は、移動等円滑化を推進するため、交通のバリアフリー化等の事業を実施するにあたり、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐輪等の自粛や自転車走行マナーに心掛け、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、思いやり、協力するように努めることとする。

2．事業の進捗管理及び事業の評価

- ・横浜市は事業の進捗管理や事業評価の必要性を鑑み、その手法について検討していくこととする。

3．進捗状況及び事業内容の広報

- ・横浜市と事業者は連携して、施設が有効に利用されるように、バリアフリー化の事業の進捗状況、及びバリアフリー化された施設の位置や利用の仕方などの利用案内について、広報に努めることとする。

4．新たな技術開発の動向を踏まえたバリアフリー化のための事業の見直し

- ・歩行空間のバリアフリー化には、物理的なバリアの解消とともに、情報提供などの支援も求められており、現在、最先端の情報通信技術を活用した新たな歩行支援システムなど、バリアフリー化に関する技術開発が進められている。このような新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて検討を行うものとする。

横浜市都筑区タウンセンター周辺地区
バリアフリー基本構想

平成 22 年 5 月 27 日

横浜市道路局計画調整部企画課交通計画担当

横浜市中区港町 1-1

電話：045-671-3800 FAX:045-651-6527

都筑区役所区政推進課企画調整係

横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1

電話：045-948-2227 FAX：045-948-2399

